

米国 OFAC 規制に関する留意点について

平素より<あわぎん>をご利用いただき、誠にありがとうございます。

米国の財務省外国資産管理室（^{オフアック}OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は^{オフアック}OFAC規制と呼ばれています。

OFAC 規制は米国人・米国金融機関を含む米国人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に、米国で決済される米ドル建取引が、規制の適用を受けます。

本邦でお受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合は、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

つきましては、下表のようなお取引は弊行ではお取り扱いができませんので、外国為替取引を行うお客さまにおかれましては、これらに該当しないお取引であることに十分にご留意・ご確認いただいたうえで、ご依頼くださいますようお願い申し上げます。

OFAC 規制上の理由により、弊行でお取り扱いができないお取引（2018年2月現在）

<p>■以下の①、②のいずれかに該当する、米ドル建のお取引</p> <p>①お取引の当事者*の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域が含まれている場合</p> <p>②米国政府により特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与するお取引</p> <p>（*） お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。</p>
<p>■米ドル建ではなくても、上記①、②のいずれかに該当し、かつ以下に該当するお取引</p> <p>米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含みます）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含みます）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含みます）が関与するお取引</p>

※ OFAC 規制の詳細については OFAC ホームページ（英文）にて、ご確認ください。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

お取引の受付後であっても、お客さまよりご依頼いただいたお取引が OFAC 規制に該当する恐れがある場合には、弊行より再度お取引の内容を確認させていただく場合があります。その結果によっては、弊行の判断により、お取引の中止又は取消等を行う場合がございます。

お取引内容の確認の際は、日本側の調査とは別に、米国金融機関（含む邦銀米国支店）が別途独自の調査を実施する可能性があります。いずれの場合もご協力を宜しくお願い申し上げます。

また、OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合は、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので、あらかじめご承知置きください。